

平成 25 年 2 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 國井 総一郎
兼 代表執行役員
(コード 5943 東証第 1 部、大証第 1 部)
問合せ先 取締役 金田 友三郎
兼 常務執行役員
(電話番号 078-391-3361)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 事業内容の多様化に対応するため、事業目的に「発電事業」を追加するものであります。
- 社外取締役及び社外監査役に期待される役割および責任を明確にするため、会社法第 427 条の定めに基づき、それぞれ責任限定契約に関する規定を新設するものであります。
なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- 監査役の任期に鑑み、補欠監査役の選任の効力を「選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の開始の時まで」に伸長するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 23. (条文省略) (新設) 24. 前各号に付帯関連する一切の事業 (新設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 23. (現行どおり) 24. <u>発電事業</u> 25. 前各号に付帯関連する一切の事業 (社外取締役の責任限定契約) 第 29 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 29 条 ~ 第 32 条 (条文省略)	第 30 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役) 第33条 ~ (条文省略) 補欠監査役の選任の効力は、選任後<u>最初に開催される</u>定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第34条 ~ 第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第37条 ~ 第41条 (条文省略)</p>	<p>(補欠監査役) 第34条 ~ (現行どおり) 補欠監査役の選任の効力は、選任後<u>4年以内に終了する最終の事業年度に関する</u>定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第35条 ~ 第37条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第38条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第39条 ~ 第43条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 3 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 3 月 28 日 (予定)

以 上